重要事項説明書

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　医療法人　慈修会　老人保健施設　ほのぼの
・開設年月日　　平成８年６月１０日
・所在地　　長野県上田市住吉　３２２
・電話番号　　０２６８－２７－６７５５
・ファックス番号　０２６８－２７－６７６８
・管理者名　　施設長　塚　田　　修
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設　２０５０３８００３５

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

介護老人保健施設 ほのぼの の運営方針

「施設のもてる機能・能力を最大限に発揮し、地域の資源として幅広く利用いただけるよう心掛ける。安全・安心・安定を基礎として、利用者の処遇目標に：生きがいをもたせる：精神面での自立を促す：明るく勇気づける：日常丁寧なケアサービスを掲げ、心身の障害をもつ利用者とのコミュニケーションを積極的にとり少しでも孤独感から開放できるよう心掛ける。また障害により積極性を失い、依存的になりやすい利用者に対しては、それぞれに応じて明るく勇気づけながら行うケアに努める。そして各々が親切で丁寧なケアを行うことにより、家族からの信頼を得る」

（３）施設内の設備

部屋名	面積	設備内容
機能訓練室	１４６㎡	平行棒、エアロバイク、 パワーリハビリマシン２台
食堂	１２３㎡	テーブル、椅子、テレビ
専門棟食堂	９７㎡	テーブル、椅子、テレビ
談話室	４６㎡	テレビ、ソファー、カラオケ
専門棟談話室	５８㎡	テレビ、ソファー、カラオケ
一般浴室	７５㎡	入浴用スロープ、全身シャワー浴、個人浴槽
特殊浴室	４９㎡	チェアインバス、寝浴

（4）施設の職員体制　　（　）内デイケア担当職員

	常　勤	非常勤	夜　間	業　　務　　内　　容
・医　　師	1	1		病状管理、診察、投薬
・看護職員	9（1）			病状観察、処置、投薬管理
・介護職員	22（6）	2	4	身体、精神介護全般
・支援相談員	1			家族相談、サービス調整
・理学療法士	1			機能訓練、機能評価
・作業療法士	1	（1）		機能訓練、環境評価
・言語聴覚士	1			機能訓練、嚥下評価
・管理栄養士	1			食事管理、栄養指導
・介護支援専門員	1			ケア計画の作成、管理
・事務職員	2			保険請求、利用料管理
・その他	2	1		清掃、施設管理

（5）入所定員等

① 入所定員　本棟　５０名　　認知症専門　４０名　（短期療養含む）
　本棟療養室　　２人室　１１室　（１７㎡）、　４人室　　７室（３５㎡）
　専門棟療養室　個室　８室　（１２㎡）　２人室　４室　（１９㎡）
　　４人室　６室　（３６㎡）

② 通所リハビリ定員　３０名　実施時間　９：００～１６：００　の間にて６時間以上７時間未満
　デイルーム　１８９　㎡　（食堂、機能訓練スペース含む）

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事
　朝食　　７時３０分～　８時３０分
　昼食　１２時００分～１３時００分
　夕食　１８時００分～１９時００分
　＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。
　＊食事時間も事前の申し出により変更もできますのでご相談下さい。
　＊利用者の状態、食事形態に応じて食事提供時間が前後することがあります。

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低２回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭、更衣のみとなる場合があります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑨ 理美容サービス
　月１回（第３日曜）、理美容サービスを実施します。（地元理容組合により）
　＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。

⑩ 行政手続代行

⑪ その他
　＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名　称　　信 州 上 田 医 療 セ ン タ ー

・住　所　　上田市緑ヶ丘１－２７－２１

・協力医療機関

・名　称　　柳　沢　病　院

・住　所　　上田市中央西１－２－１０

・協力歯科医療機関

・名　称　　三　井　歯　科　医　院

・住　所　　上田市住吉３０８－１

４．施設利用に当たっての留意事項

・洗濯：基本的にはご家族でのお洗濯をお願いしております。
　洗濯業者による、洗濯サービスは別途費用がかかります。

・面会：事前の電話予約による面会となります。また、インフルエンザ、コロナ等の集団感染流行時にはご面会を制限させて頂くことがございます。

・外出・外泊：事前に届け出が必要となります。

・娯楽：談話室に古本がありますので、ご自由にご覧下さい。新聞を施設で１部用意しております。個別に朝刊をご希望の方はお問い合わせ下さい（有料）

・飲酒・喫煙：所定の場所での飲酒は可能です。喫煙は全館禁煙のためできません。

・火気の取扱い：タバコ・ライターの所持はできませんので、持ち込みはご遠慮願います。

・所持品・備品等の持ち込み：施設に必ず確認をお願い致します。

・金銭・貴重品の管理：原則本人、家族管理となります。金品については賠償を負いかねますので持込に際しては十分留意して頂きますようお願いします。

・外泊時等の施設外での受診：事前に施設に確認をお願い致します。

・宗教活動：特に制限はありません。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、防火扉

・防災訓練　　年２回（うち１回は夜間）

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．苦情受付窓口と処理手順

当施設についての苦情は、直接施設内事務所苦情受付窓口　担当　滝野・一之瀬　にお申し立ていただくか、施設入り口の意見箱をご利用下さい。お申し立ての苦情内容は職員会議等で対応を検討のうえ、改善事項を直接説明し、必要に応じて施設内に掲示いたします。苦情処理責任者　菊地

また上田市高齢者介護課　電話２３－５１４０、各市町村介護保険係、長野県国民健康保険団体連合会　電話　０２６－２３８－１５８０　においても苦情窓口がございますので、ご相談ください。

８．その他運営に関する重要事項

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

介護保健施設サービスについて

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

３．利用料金

（１） 介護負担額 （負担割合に応じた利用料となります。）

① 施設利用料金 （１割負担の場合）

・要介護１ ８７１円
・要介護２ ９４７円
・要介護３ １，０１４円
・要介護４ １，０７２円
・要介護５ １，１２５円

② 加算料金等（介護保険制度で定められた要件を満たした上でサービス提供をした場合に、それぞれ利用料に加算されます。）

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ２２円／日
＊介護職員のうち、介護福祉士の割合が８０％もしくは１０年以上の介護福祉士の割合が３５％以上配置されています。
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） １８円／日
＊介護職員のうち、介護福祉士の割合が６０％以上配置されています。
・初期加算 （Ⅰ） ６０円／日
＊急性期医療を担う医療機関に入院後３０日以内に退院し入所した場合、加算されます。
・初期加算 （Ⅱ） ３０円／日
＊入所後３０日間に限って、加算されます。

・認知症ケア加算　７６円／日
＊認知症専門棟入所の場合には、加算されます。
・短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）　２５８円／回
・短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）　２００円／回
＊入所後３ヶ月間、個別のリハビリを行った場合に限って、加算されます。
・認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）　２４０円／回
＊入所後３ヶ月間に限って、週３回を限度として加算されます。
・リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅰ）　５３円／月
・リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅱ）　３３円／月
＊リハビリテーション実施計画書を厚生労働省に提出している場合、加算されます。
・在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅱ）　５１円／日
＊介護老人保健施設の役割である在宅復帰・在宅療養支援機能の体制を施設として強化している場合、加算されます。
・自立支援推進加算　３００円／月
＊継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合加算されます。
・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）　４０円／月
・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）　６０円／月
＊サービスの質の向上を目指し、厚生労働省にデータを提出した場合、加算されます。
・経口移行加算　２８円／日
＊多職種が共同して経管利用者に経口移行計画を作成し、経口食事摂取の管理を実施した場合、加算されます。
・経口維持加算（Ⅰ）　４００円／月
＊摂食嚥下機能を考慮して、経口維持計画を管理した場合、加算されます。
・経口維持加算（Ⅱ）　１００円／月
＊摂食嚥下機能を考慮して、経口維持計画の管理に加え、食事の観察及び、会議等に医師、または言語聴覚士が加わった場合加算されます。
・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　３円／月
・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　１３円／月
＊入所者の褥瘡を予防する為の計画を立てた場合、加算されます。
・排せつ支援加算（Ⅰ）　１０円／月
・排せつ支援加算（Ⅱ）　１５円／月
・排せつ支援加算（Ⅲ）　２０円／月
＊排泄障害等の改善に向けた計画を立てた場合、加算されます。
・栄養マネジメント強化加算　１１円／日
＊継続的な栄養管理を強化して実施した場合に加算されます。
・再入所時栄養連携加算　２００円／回
＊入所者が医療機関から再入所した際に、両機関の管理栄養士が連携して栄養管理に関する調整をした場合、加算されます。
・療養食加算　６円／回
＊医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供する場合、加算されます。
・外泊時の費用　３６２円／日
＊外泊初日と最終日以外に、１月に６日を限度として加算されます。
・外泊時に当施設からの在宅サービスを利用した時の費用　８００円／日
＊外泊中に当施設の在宅サービスを利用した際に、加算されます。

・緊急時施設療養費　５１８円／日
＊重篤な状態となり、救命救急医療が必要となった場合、月に３日を基本として加算されます。
・所定疾患施設療養費（Ⅰ）月に１回７日を限度　２３９円／日
・所定疾患施設療養費（Ⅱ）月に１回１０日を限度　４８０円／日
＊肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する治療を行った場合、加算されます。
・かかりつけ医連携薬剤調整加算　（Ⅰ）イ　１４０円／回
・かかりつけ医連携薬剤調整加算　（Ⅰ）ロ　７０円／回
・かかりつけ医連携薬剤調整加算　（Ⅱ）　２４０円／回
・かかりつけ医連携薬剤調整加算　（Ⅲ）　１００円／回
＊当施設の医師とかかりつけ医の合意の元その処方方針に従って減薬した場合に加算されます。
・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）　４５０円／回
＊居宅に訪問し、居宅への退所を目的とした施設サービス計画を策定した場合加算されます。
・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）　４８０円／回
＊居宅に訪問し、居宅への退所を目的とした施設サービス計画を策定にあたり生活機能の改善目標を定め、退所後の支援計画を策定した場合、加算されます。
・退所時情報提供加算　５００円／回
＊居宅に退所後、主治医に情報提供を行った場合、加算されます。
・退所時情報提供加算　２５０円／回
＊医療機関に退所後、医療機関に情報提供を行った場合、加算されます。
・退所時栄養情報連携加算　７０円／回
＊管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報提供を行った場合、加算されます。
・入退所前連携加算（Ⅰ）　６００円／回
・入退所前連携加算（Ⅱ）　４００円／回
＊退所後の指定居宅介護支援事業者と連携を行った場合、加算されます。
・協力医療機関連携加算（１）　５０円／月
・協力医療機関連携加算（２）　５円／月
＊協力医療機関との間で病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催する場合加算されます。
・老人訪問看護指示加算　３００円／回
＊退所時に指定訪問看護事業者は訪問看護指示書を交付した場合、加算されます。
・ターミナルケア加算
　・死亡日以前３１日以上４５日以下　７２円／日
　・死亡日以前４日以上３０日以下　１６０円／日
　・死亡日前日及び前々日　９１０円／日
　・死亡日　１，９００円／日
＊ターミナルケアを行った場合加算されます。
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　１００円／月
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　１０円／月
＊デジタル機器を使った業務改善を進めて働きやすさとサービス品質を高めている場合加算されます。
・安全対策体制加算　２０円／回
＊安全対策を実施する体制が整備されている場合、加算されます。
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　１０円／月
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）　５円／月

＊新興感染症発生時の対応を行う体制を確保している場合、加算されます。
・新興感染症等施設療養費（１月に１回５日を限度）　２４０円／日
＊厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者に対し介護サービスを行った場合、加算されます。
・介護職員等処遇改善加算
＊厚生労働省にて定められた加算率を上記施設利用料及び加算料金等に乗じて算出されます。

（２）その他の料金（全額自己負担）
① 食　費　１，８００円／日
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）
・入所者等に提供する特別な食事　（各月行事及び誕生会）　１００円／食
通常の食事に加え特別に料理を提供する場合にお支払いいただきます。
② 居住費　（療養室の利用費）
・４人室　４３０円／日
・２人室　１，１８０円／日
・個室　１，７００円／日
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払いいただく居住費の上限となります。尚、居室は状況により変更することもございますのでご理解下さい。）
③ 日常生活費　１００円／日
＊石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、フェイスタオルやお絞り、お尻拭き、タオル等の日用品費用及びレクリエーションで使用する、折り紙、色模造紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具の費用であり、施設で用意するものをご使用いただく場合にお支払いいただきます。
④ 理美容代　２，２００円／回
＊理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
⑤ 個人的に使用する電気代（アンカ、電気毛布、テレビ等）　１００円／日
⑥ 個人で行う活動に用いる材料等　材料費実費
⑦ 診断作成料
・一般診断書作成料　３，１５０円／通
・死亡診断書作成料　５，４００円／通
⑧ エンゼルケア料　１２，０００円

（３）支払い方法
・毎月 １５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の２５日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替（手続きまでに１～２ヶ月程度かかります）の３方法がありますが、できるだけ口座振替、現金でのお支払いをお願いします。
・会計窓口時間　平日８：３０～１７：３０
土曜、祝日、年末年始、お盆８：３０～１２：３０
※日曜日・元旦の会計不可

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ほのぼのでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供